

M&Aによるのれんの会計処理に関する考察

—合理的な償却期間の設定を中心として—

山田 崇志*

金 紅花†

要 旨

のれん¹について、日本の会計基準と他の会計基準とで相違があり、大企業の経営を著しく悪化させるケースが社会的にも注目される事態となっている。そのため、2013年より海外においてのれんの会計処理に対する議論が活発化し、2018年にはのれんの費用計上を義務化する検討が始められている。

そこで本論文では、M&A²によるのれんの合理的な会計処理の指標を明確にすべく、償却方法と償却期間に関する問題の明確化するため、メリットとデメリットを整理し、次に日本の会計基準を適用している企業が設定している償却期間の現状を考察した。合わせて、企業規模や業種との関連性も考察し、さらには合併・買収する企業間の関係性や、財務指標と償却期間との関連性も考察することで、最終的に複数の視点から償却期間を短期に設定するか長期に設定するかといった設定に関する一つの指標をまとめた。

キーワード

のれん、償却期間、M&A

1 のれんの償却方法と償却期間に関する問題の明確化

のれんの償却方法に関しては、規則的償却か減損処理か、のれんの償却期間の設定に関しては、短期・長期でその影響をもとにいずれを採用することが適しているのかを、各会計基準や規定³、先行研究のレビュー⁴を基に筆者の見解として述べる。

まずは償却方法について、以下それぞれの特徴を整理する。

- ・規則的償却 → 償却資産として均等額を各期に費用配分している
 - 費用が均等配分され、安定した利益を計上していくことにつながる
 - のれんの資産としての適時な時価が反映されない可能性がある
- ・減損処理 → 非償却資産として減損の兆候があるとき、もしくは、年1回の減損テストにより、簿価が公正価値を下回った場合に減損処理を行う

* 事業創造大学院大学 事業創造研究科

† 事業創造大学院大学 講師

- のれんについては適時な時価（公正価値）が反映される
- 公正価値の下落により、巨額の損失を計上することがあり、経営を悪化させる懸念がある

規則的償却の利点は費用を一括計上することなく、のれんという無形の資産を徐々に減少させていくということである。そもそものれんは超過収益力とされているが、その実態は不確かであり、そのようなのれんを企業の資産として計上し続けることに問題があると考えられる。一方、減損処理の利点は適時な時価評価を目的とした財産価値に主眼が置かれている。規則的償却を行わないIFRS⁵適用企業は、のれんによって企業資産が増加し、企業規模も拡大する。

企業の公正価値の算出方法が適正でも買収価額の設定に恣意的な思惑が介入した場合、将来的において巨額の損失を生む可能性が含まれている。その点で見ると規則的償却をしていた場合は、その損失を少なからず抑えることができるということが出来る。

次に日本の会計基準を適用した場合には規則的償却を適用することとなり、その償却期間の設定は企業会計基準において「20年以内のその効果の及ぶ期間」と規定されている⁶。この場合の問題を確認する。

- ・ 短期に設定した場合：5年
 - 償却期間が短いため、無形ののれんが早期に償却される
 - 多額の償却費が計上される = 企業利益が減少する
- ・ 長期に設定した場合：20年
 - 償却費が短期に比べ少額のため、企業利益への影響を抑えられる
 - 償却期間が長いため、無形ののれんが計上され続ける

償却期間を短期に設定する利点は、超過収益力としての無形資産であるのれんを少しでも早く資産から償却することで、財政状態としての確実性が見えてくるが、その分償却費としての費用計上が多額となり、企業利益を損なうことにつながる。長期に設定する場合はそれらが逆となり、経営成績としての企業利益への影響を少なく抑えることができるが、のれんを長期にわたり資産計上しておくこととなる。

以上のように、償却期間の設定においてもそれぞれ一長一短であり、一概に最良の期間があるわけではないのが現状である。言えることは、どの視点に立って判断するかということと、公明正大に会計処理を行うこと、によると考えられる。また規則的償却をのれんの会計処理の前提としても、その償却期間を一律に設定することは現実的ではない⁷。そうであるならば、償却期間はM&Aを行った企業ごとに合理的な基準のもとに設定することが、企業にとってより良い結果を残し、ステークホルダーに対して企業としての責任を全うしているのではないであろうか。そうすると償却期間の設定がより一層重要視すべき項目となってくる。そこで次節からは、M&A先企業が国内か海外か、買収元の企業の規模や業種、M&Aに関係する財務指標がそれぞれのれんの償却期間にどのような影響を及ぼすのかを考察し、その設定に関する指標をまとめていく。

2 のれんの償却期間を設定している企業の現状分析

ここでは前節の問題点を踏まえて、のれんの会計処理について規則的償却を前提とし、償却期間の設定について、のれん代が大きい企業ランキング200社⁸よりのれんの償却期間ごとの企業事例を挙げてまとめていく（表1参照）。これらはランキング公表の2016年7月までに公表された有価証券報告書より抽出している。

表1 償却期間ごとの取得による企業結合（M&A）と主な企業結合理由
（有価証券報告書より必要資料および結合理由の要約を抜粋） ※印は海外企業

企業名	被取得企業の名称	発生 のれん の金額 (百万円)	主な企業結合理由
償却期間：1年(発生時の損益として処理)			
株式会社長谷工コーポレーション	総合地所株式会社及び同社子会社2社	919	・マンションに関連する様々な事業における高相乗効果
償却期間：4年			
株式会社日清製粉グループ本社	株式会社ジョイアス・フーズ	683	・中食・惣菜事業のより一層の拡大
償却期間：5年			
大日本印刷株式会社	田村プラスチック製品株式会社	6,065	・自動車内装向けフィルム事業等の強化
テンプホールディングス株式会社	株式会社 P&P ホールディングス及び同社子会社 6社	1,997	・サービスラインナップの更なる強化、サービス提供体制の拡充 ・販売・営業支援領域におけるプレゼンスの強化実現
株式会社ニチイ学館	北京三傑聖一人力資源有限公司 他 10社※	1,767	・中国各地で実績を有する事業法人とともに日本のビジネススキームのもと、各種サービスの展開を推進
日清紡ホールディングス株式会社	TSホールディングス株式会社とその子会社	1,393	・マーケティング機能の拡充 ・繊維事業のさらなる体質強化
日本特殊陶業株式会社	株式会社日本セラテック	763	・半導体製造装置部品における加工技術力とコスト競争力の活用
ハウス食品グループ本社株式会社	株式会社壺番屋	17,083	・壺番屋との関係強化 ・海外市場への事業拡大
株式会社フジクラ	AFL IG, LLC※	8,126	・米国及び海外における大規模データセンタ運営会社の事業譲受と拡充
償却期間：7年			
アース製薬株式会社	株式会社白元	1,501	・事業領域が近接していることに加え、強いブランドを数多く有するため
株式会社リクルートホールディングス	Chandler Macleod Group Limited※	16,010	・国内既存事業の強化とグローバルな事業基盤の獲得及び拡大
償却期間：8年			
東芝テック株式会社	Tele Dynamics Sdn.Bhd.及び子会社3社※	278	・プリンティングソリューション市場における当社の事業拡大
償却期間：9年			
山崎製パン株式会社	株式会社スイートガーデン	477	・事業規模の拡大、物流面を中心とした事業の効率化、工場稼働率の向上

償却期間：10年			
アース製薬株式会社	ジョンソントレーディング株式会社	940	・ペット用品及び家庭用園芸用品の分野など事業領域の拡充
三協立山株式会社	Aleris Extruded Products Germany GmbH 他2社※	2,564	・素材技術の更なる高度化 ・将来的に新たな事業展開
セガサミーホールディングス株式会社	Demiurge Studios, Inc. ※	680	・コンシューマ事業における欧米マーケット向けコンテンツ開発・提供力の強化
株式会社ツルハホールディングス	株式会社レディ薬局	2,803	・経営理念を共有し、実現に取り組むことのできる企業
東洋製罐グループホールディングス株式会社	株式会社富士テクニカ宮津	1,727	・戦略的提携関係を構築し技術や経営資源を融合させることにより収益成長力を最大限に発揮させるため
株式会社光通信	株式会社アイフラッグ及び同社子会社6社	9,634	・マーケットシェアの獲得 ・業種別特化型事業とのシナジーを実現
豊田通商株式会社	NovaAgri Infra-Estrutura de Armazenagem e Escoamento Agri cola S.A. ※	16,490	・顧客サービスの強化、サプライチェーンの確立、穀物安定供給、同分野での更なる事業拡大
株式会社ニコン	Optos Plc※	22,009	・メディカル事業への本格的算入 ・診断・治療分野における製品の技術的優位性を高め、地理的補完も含めた収益基盤の拡大
株式会社日清製粉グループ本社	米国の4製粉工場※	4,932	・米国におけるさらなる業容拡大
日本特殊陶業株式会社	UCI Acquisition Holdings Corp. ※	10,192	・米国の事業取得により、事業拡大と新たな販路及び顧客の獲得
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	株式会社ウェブクルー及び同社子会社9社	10,354	・販売チャネルにおける相互補完、シナジー効果による企業価値の最大化
株式会社野村総合研究所	Brierley & Partners, Inc. ※	6,554	・デジタルマーケティング領域の事業における高付加価値サービスの提供
三菱マテリアル株式会社	日立ツール株式会社	11,752	・超硬事業の基盤強化
償却期間：15年			
株式会社アインホールディングス	NPホールディングス株式会社	3,357	・四国地域に強力な事業拠点を構築、出典開発を推進 ・患者サービスの充実の実現
青山商事株式会社	ミニット・アジア・パシフィック株式会社	12,422	・事業の拡大及び充実、海外展開の推進
味の素株式会社	味の素ゼネラルフーズ株式会社	30,261	・コーヒー及び粉末飲料事業でのシナジー獲得、事業構造の強化
株式会社伊藤園	Distant Lands Trading Company, Inc. ※	12,955	・北米を中心とする海外事業の強化
セイノーホールディングス株式会社	株式会社KSKホールディングス	16,635	・三温度帯フルライン物流網を完備し、輸送サービスの高度化
THK株式会社	TRW-DAS,a.s※	13,235	・欧州及び北米での開発、製造、販売機能等拡充、事業基盤確立
株式会社トプコン	Digi-Star Investments, Inc. ※	10,077	・IoTを駆使した農場向け総合管理システムの供給を推進
メタウォーター株式会社	Aqua-Aerobic Systems※	8,302	・米国市場での販売網及びサービス網の拡充、北米での事業基盤強化

償却期間：16年			
三井造船株式会社	TGE Marine AG※	14,400	・中小型ガス運搬船のグローバル市場における地位の確立
償却期間：17年			
日本写真印刷株式会社	H.I.G. Luxembourg Holdings 28 S.a.r.l. ※	9,582	・グローバル市場における商圏の獲得
償却期間：18年			
ブラザー工業株式会社	ドミノプリンティングサイエンス※	126,734	・産業用プリンティング領域での強固な事業基盤 ・ドミノ社との相乗効果
償却期間：20年			
旭化成株式会社	Kyma Medical Technologies Ltd. ※	3,406	・被取得企業の技術充実と機能向上
旭化成株式会社	Polypore International, Inc. ※	183,553	・革新的な製品開発実現 ・グローバル展開の一層の加速実現
株式会社近鉄エクスプレス	APL Logistics Ltd※	78,158	・グローバル市場で欧米競合他社と競争するための経営基盤構築
株式会社エス・エム・エス	Medica Asia Limited 社※	11,921	・アジア・オセアニア地域での事業展開、海外戦略を強力に推進
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	Carlisle & Gallagher Consulting Group, Inc. ※	17,437	・金融分野の専門的なコンサルティング能力を組み合わせ、業界専門知識を必要とする領域に展開
大塚ホールディングス株式会社	アバニア ファーマシューターティカルズ Inc. ※	160,633	・3つの新たな価値が加わることで中長期の成長に期待
株式会社ガリバーインターナショナル	Buick Holdings Pty Ltd. ※	8,357	・海外事業を加速度的に成長させる
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス	株式会社 KR フードサービス	8,462	・店舗運営力の向上及びコスト削減などのシナジー効果を創出 ・グループの事業基盤の拡大
JSR 株式会社	株式会社医学生物学研究所	3,734	・創薬支援試薬・診断試薬事業等の事業基盤の強化
株式会社 JVC ケンウッド	ASK Industries S.p.A. ※	952	・OEM 事業における純正部門拡大 ・欧州におけるパートナーシップや販路の獲得 ・デジタルロックピットシステムの商用化促進
積水化学工業株式会社	エーディア株式会社	5,768	・ライフサイエンス分野における検査薬システム事業拡大
ゼリア新薬工業株式会社	Pharmaceutical Joint Stock Company of February 3rd※	846	・アジア地域への事業展開拠点 ・グローバル企業としての基盤強化
株式会社ゼンショーホールディングス	株式会社びーたーばん	249	・四国の全店舗の直営化、効率的な運営
大和ハウス工業株式会社	大和小田急建設株式会社	8,795	・完全子会社化とすることにより意思決定の迅速化を図るため
株式会社豊田自動織機	Toyota Motor Credit Corporation※	27,545	・米国での販売金融事業の強化及びグローバル展開を目指すため
日清食品ホールディングス株式会社	ニッシン・アジノモト アリメントス Ltda. ※	28,935	・南米エリアのブラジルにおける事業基盤の強化

日本通運株式会社	株式会社ワンビシアーク イブズ		・社会インフラとしてのセキュリティ &ストレージプラットフォームの構築 を加速させ、新たな価値を提供する
日本ペイントホールディ ングス株式会社	中国、マレーシア、シンガ ポールなど8社※	190,442	・競業関係の深化及び事業拡大や効率 化、新市場開拓など
株式会社ファミリーマー ト	株式会社ココストア	19,145	・店舗網の拡充によるスケールメリッ トの獲得、事業インフラの統合による 効率化
不二製油グループ本社株 式会社	HARALD INDUSTRIA E COMERCIO DE ALIMEN- TOS S.A. ※	16,243	・Harald 社製品のブランド力強化及び 競合他社との差別化
三井倉庫ホールディン グス株式会社	ソニーサプライチェーン ソリューション株式会社 他3社	14,423	・サプライチェーン全般を視野に入れ たプラットフォーム型サービスを確 立、外販物流業務の拡大
株式会社三菱ケミカルホ ールディングス (同グループ：大陽日酸)	Renegade Gas Pty Ltd※	10,939	・豪州、オセアニアの市場開拓と事業 地域の拡大とシナジー効果の期待

(出所) のれん代が大きい企業ランキング200社より公表当時の2016年7月直前の有価証券報告書において「取得による企業結合」に関する記載のある企業を抽出し、筆者作成

合わせて表2ではM&A先企業の国内企業と海外企業の数を整理する。これらの企業における取得による企業結合を見ると、海外企業に対するM&Aにおいて企業32社中21社が10年を超える償却期間を設定している。償却期間を20年に設定している事例として株式会社近鉄エクスプレスは、企業結合を行った主な理由として、グローバル市場で欧米競合他社と対等に戦える経営基盤を構築することを目的としている。償却期間を10年に設定している事例として株式会社日清製粉グループ本社は、自社の強みをさらに強めて米国における業容の拡大を目的としている。このことから、市場や経営のグローバル化に伴うM&Aが行われた場合、10年を超える長期的効果が見込まれるため、20年に設定する方が妥当性があると判断できる。

一方で、超過収益力やシナジー効果が10年を超える具体的な状況がなければ、10年を超える償却期間に合理性を見出すことは難しいとも言えるが、上記の調査において償却期間を10年以内に設定している企業は59社中26社であった。償却期間を5年に設定している事例として日清紡ホールディングス株式会社は、継続事業の体質強化などを主な企業結合理由としている。しかし、中には海外展開のためのM&Aであるにもかかわらず、短期に設定している企業もあった。株式会社フジクラは、米国及び海外における大規模データセンター運営会社の事業譲受と関連事業への拡充を目的として企業結合を行っている。また、ハウス食品グループ本社株式会社は、以前から持分取得していた株式会社壺番屋との関係を強化し、将来的には海外展開を視野に入れているが、償却期間は5年を設定している。

このことから企業のM&Aにおいて、買収先企業が国内企業か海外企業かに対する償却期間との関連性は、一定の偏りがあり、国内企業に対するM&Aであれば比較的短期に設定され、海外企業に対するM&Aであれば比較的長期に設定される傾向にあると分析できた。

表2 M&A先企業の国内企業と海外企業の数

	5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内	合計
国内企業	7社	8社	4社	8社	27社
海外企業	2社	9社	4社	17社	32社
合計	9社	17社	8社	25社	59社

(出所) 筆者作成

3 企業規模・業種とのれんの償却期間との関連性

次に、M&Aを行う買収元企業の企業規模と業種が償却期間とどのような関連性があるのかを考察する。

まず、企業の定義について、会社法第1編第1章第2条六において、大会社に関する規定がある⁹。

「大会社 次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。

イ 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上であること。

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の額に計上した額の合計額が200億円以上であること。」

ただし、中小会社に関する規定は記載されていない。そのため、一般的には大会社に該当しない会社が中小会社と捉えられている。ここで、前節においてまとめた企業59社において、表3では企業規模として資本金と負債総額と会社区分として整理した。買収元の企業は、ほとんどが会社法に規定される大会社に分類され、中小会社はわずか2社しかなかった。そのため、企業規模とのれんの償却期間の関連性を考察することは難しい。M&Aの目的が企業規模の拡大や業績への好影響などを考え、資本力の大きい企業が自社よりも小規模の企業を買収していくこととすれば、買収元企業の企業規模が大会社に偏ることは想像に難しくない。逆に、中小会社2社の事例を考察すると、資本金が5億円以下である株式会社エス・エム・エスは、海外進出を目的としてMedica Asia Limited社を買収しており、発生したのれんの金額も資本金の約40倍と高額であり、償却期間を20年に設定していた。この事例からは、自社の資本金を大きく上回るM&Aの場合、自社利益への負担と将来的な収益力を鑑みて、長期に設定した方が償却費を少額で各期に配分でき、期間損益の観点から企業や株主にとって有利であるとまとめることが出来る。また、負債総額が200億円未満の株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングは、広義において同業である株式会社ウェブクルー及び同社子会社9社を買収しており、発生したのれんの金額が資本金の約5倍程度であること、企業結合理由から対等合併に近いことから、償却期間を10年に設定したと推察できるが、負債総額との大きな関連性とは言い難い。つまり、負債総額とM&Aの関係性からは償却期間の設定への影響を考察す

ることは難しい。考察した一つの結論として、企業規模と償却期間の設定においては、資本金の観点で大会社と中小会社とで設定指標となる傾向もあると確認できた。

表3 買収元企業の企業規模と会社区分

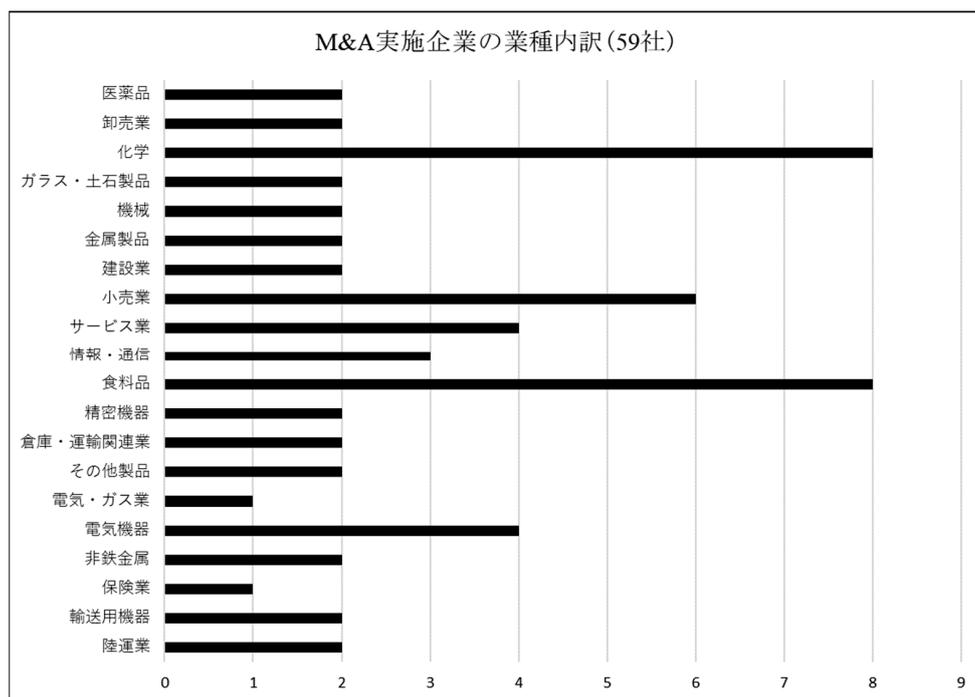
会社法規定	資本金		負債総額	買収元	企業数
5億円以上	55社	200億円以上	55社	大会社	54社
5億円未満	1社	200億円未満	1社	中小会社	2社

(出所) 筆者作成。

前出している企業59社の業種¹⁰内訳(図4参照)を見ると、この中では食料品と化学が8件と多く、次いで小売業が6件であった。さらに、これらのM&A案件が国内企業か海外企業かを業種別に見た(図5参照)。特徴的な業種は、医薬品、卸売業、機械、精密機器、電気・ガス業、輸送用機器のM&A先が全て海外企業であった。海外における先進技術を取り入れる動きや海外資源を確保する動き、海外市場への展開、日本と海外での垂直的統合などが主な結合理由となっており、その全てが償却期間を10年以上に設定している。内訳としては、10年が機械、卸売業、精密機器が各1社ずつの計3社、15年が機械、精密機器、電気・ガス業が各1社ずつの計3社、16年が輸送用機器で1社、20年が医薬品2社、卸売業1社の計3社であった。一方で、M&A先が国内企業だけとなっていた業種は、建設業、小売業、保険業、陸運業であった。主な結合理由は、特定地域や特定業界における優位性を持った企業を取り込むことによる市場規模の拡大が多い。償却期間は1年が建設業で1社、10年が小売業1社、保険業1社の計2社、15年が小売業2社、陸運業1社の計3社、20年が建設業1社、小売業3社、陸運業1社の計5社であった。ここでも一つの結論として業種に見るのれんの償却期間との関連性は大きな偏りは見受けられない。しかし、先に挙げた「海外市場への展開」や「日本と海外での垂直的統合」、「市場規模の拡大」といったキーワードがあり、垂直的統合と水平的統合に分類できると考える。

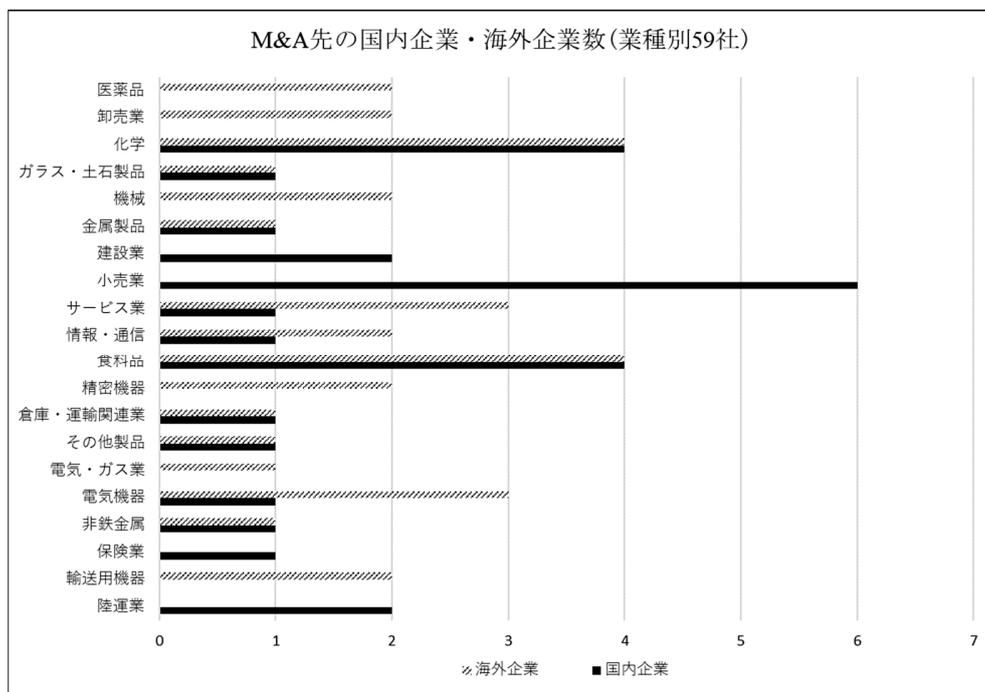
垂直的統合の特徴として、川上から川下までのバリューチェーンの確保・強化や事業の多角化することで将来的な成長を展望に入れた統合である。水平的統合の特徴として、企業の規模やシェア拡大を目指して、同業種や類似業種との統合である。また、別の側面からは、垂直的統合は、これまでの業種・市場とは別の業種・市場も獲得することに対し、水平的統合は現在の業種・市場の中でより大きなシェアを獲得することとなる。つまり、統合の形態によって、のれんの本質的な解釈でもある「超過収益力」の見込みやM&Aの規模も変化すると推察できた。追加の結論として、日本標準産業分類を基に、異業種とのM&Aの場合を垂直的統合、同業種とのM&Aの場合を水平的統合として償却期間との関連性を見ると表6のようにまとめることができた。垂直的統合の場合は、異業種への進

図1 M&A実施企業の業種内訳 ※グラフの数値は企業数



(出所) 筆者作成

図2 M&A先企業の国内外の区別 (業種別) ※グラフの数値は企業数



(出所) 筆者作成

出や将来的な事業拡大を見据えているため償却期間を長期に設定する傾向にあり、水平的統合の場合は、同業種M&Aによる市場規模拡大が主目的であるが、市場自体の収益力と

しては垂直的統合に比べて短期に見込まれるため償却期間を短期に設定する傾向にあることが分かった。

以上より、企業の規模と統合の形態によって償却期間を長期と短期に分ける指標になることが整理できた。

表4 国内M&Aにおける垂直的統合と水平的統合

	5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内	15年超 20年以内	合計
垂直的統合	3社	5社	3社	5社	16社
水平的統合	4社	3社	1社	3社	11社
合計	7社	8社	4社	8社	27社

(出所) 筆者作成

4 企業の財務指標とのれんの償却期間との関係

次にここでは、企業の財務指標とのれんの償却期間との関連性を考察する。M&Aにおける指標として、EBITDA倍率法¹¹があり、計算式がEV（企業価値）/EBTIDA（税引前利益+支払利息+減価償却費+のれん償却費もしくは営業利益+減価償却費+のれん償却費）となっている。一説では、この倍率が8～10倍を一つの指標としていることに対し、IGNiTE PARTNERS株式会社¹²が調べた東証一部株式会社のEBITDA倍率は2001年3月～2018年3月までの平均値が8.3倍、全体的にも7～10倍のレンジに収束されたという集計結果があり、このことから8～10倍という指標は一定の根拠を持っている数値であることが明確となっている。そこで、筆者調べによるEBITDA倍率を以下にまとめる（表7参照）。

買収先企業において買収当時上場していた際の有価証券報告書から、指標計算に必要な数値を抜き出し計算した。なお、便宜上、EV（企業価値）の算定は、会社四季報¹³による買収直前の時価総額に買収直前の有価証券報告書記載の有利子負債と少数株主持分を加算し、EBITDAの算定は、「営業利益+減価償却費+のれん償却費」で行っている。なお、償却期間の設定として、株式会社壱番屋のM&Aに対するのれんの償却期間は5年、株式会社レデイ薬局と株式会社富士テクニカ宮津のM&Aに対するのれんの償却期間は10年、大和小田急建設株式会社のM&Aに対するのれんの償却期間は20年となっている。仮にEBITDA倍率=投資回収期間と考えた場合、株式会社壱番屋は1.545年、株式会社レデイ薬局は10.842年、株式会社富士テクニカ宮津は8.094年、大和小田急建設株式会社は12.946年と見積もることが出来る。また先行研究者の田端（2006）¹⁴が述べていた投資回収期間を償却期間と考えると、妥当な設定であることがわかる。

このことから、M&Aによるのれんの償却期間の設定に対して、EBITDA倍率を用いることで償却期間の目安となる指標を算出できることが可能であると整理できた。

表 5 上場買収先企業の財務データから算出したEBITDA倍率（単位：百万円）

	時価総額	有利子 負債	少数 株主持分	営業利益	減価 償却費	のれん 償却費	EV /EBITDA
株式会社 壺番屋	8,300	0	205	4,597	907	0	1.545
株式会社 レディ薬局	10,700	10,377	0	1,209	735	0	10.842
株式会社 富士テクニカ宮津	7,680	4,065	0	984	425	42	8.094
大和小田急建設 株式会社	26,107	11,799	0	2,872	56	0	12.946

（出所）筆者作成

5 決定表¹⁵によるのれんの償却期間の設定手法

以上から、企業の償却期間の設定に関して、事業の展開先が一つの焦点となることが明らかになった。海外に事業展開する場合、新たな市場開拓などにより将来的な影響が大きく長期に及ぶ可能性が高いことから主に20年を設定することが妥当であると考え。国内での基盤強化などを目的とした場合は、すでに日本における市場が成熟していることもあり、将来的な影響が長期に及ぶ可能性は低いことが予測されるため5年もしくは10年以内に設定することが妥当であると考え。また、国内や海外展開においてもM&Aを行う企業と買収先の企業との関連、事業への進出度、市場の成熟度合いにより、国内であっても10年など長期に設定する場合と、海外でも5年など短期に設定する場合と、様々な要因が考えられる。そこで償却期間の設定について、要因（条件）に基づいた償却期間を判定するための決定表を筆者の考えのもと作成した（表8参照）。

この決定表において、条件1として国内企業か海外企業か、条件2として買収元企業の資本金による会社区分、条件3として垂直的統合か水平的統合か、条件4としてEBITDA倍率が10倍未満か10倍以上かと設定する。前述したように条件1によって償却期間は大きく分けられると考える。決定表における基本路線として国内企業は10年以内、海外企業は10年超と考えている。また、条件2は買収をする企業の資本金によって、会社法の規定する大会社か中小会社かでM&Aの規模に影響してくると考え、大会社の場合は大きな影響が少ないことから期間の設定に制限を設けることはないが、中小会社の場合は、長期的な観点からのM&Aと考えられるため、償却期間を長期に設定する傾向にあると設定する。条件3は垂直的統合と水平的統合によって、将来的な収益性という面でその効果が短期的なものか長期的なものかが分かれ、償却期間に影響を及ぼすと考える。条件1及び条件2を絡めると、例えば、国内企業かつ大会社で水平的統合であれば比較的早く投資に対する回収ができると考え、同じ国内企業かつ大会社でも垂直的統合であれば、成長企業として、新たな市場への参入や将来的な事業基盤を強化することが主眼と

なっていく傾向であり、やや長めに将来的な収益力を期待できると考えることができる。また、海外企業のM&Aでは、水平的統合の場合でも日本と比較すると浸透及び回収が長期にわたる可能性が高いと考え、垂直的統合であればそれがより長期にわたることを想定している。さらに、条件4を加えることにより、細分化される。条件4はEBITDA倍率法を用いる。この分析指標において、EV（企業価値）＝買収価額、投資金額と考えたとき、EBTIDAの何年分で賄えるかを表わしている。つまり、M&Aという投資に対する回収期間とも取れることから、10倍＝10年として条件設定としている。条件1と条件3は定性的な条件分岐であり、条件2と条件4は定量的な条件分岐であると考えられる。これら4つの条件を絡めて考え、妥当な償却期間の場合は「○」、状況によっては償却期間として妥当性がある場合は「△」、それ以外は空欄を一律的に設定した。無論、あくまでも参考指標であり、業種によって4条件以外にも様々な諸条件があると考えため絶対的な指標ではないが、一定の指標にはなると考える。ただし、条件2において会社区分は、大会社の場合は償却期間への影響が大きくはないため、条件として2つに分けるほどの効果はない。そこから中小会社かどうかという条件分岐として作成している。

表6 償却期間判定用の決定表（デシジョンテーブル）

条件1	国内企業	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N	N	N	N	N
	海外企業	N	N	N	N	N	N	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y
条件2	中小会社	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N
	中小会社以外	N	N	N	N	Y	Y	Y	Y	N	N	N	N	Y	Y	Y	Y
条件3	垂直的統合	Y	Y	N	N	Y	Y	N	N	Y	Y	N	N	Y	Y	N	N
	水平的統合	N	N	Y	Y	N	N	Y	Y	N	N	Y	Y	N	N	Y	Y
条件4	10倍未満	Y	N	Y	N	Y	N	Y	N	Y	N	Y	N	Y	N	Y	N
	10倍以上	N	Y	N	Y	N	Y	N	Y	N	Y	N	Y	N	Y	N	Y
設定償却期間	償却期間5年	○	-	△	-	△	-	○	-	-	-	-	-	-	-	△	-
	償却期間10年	○	△	○	○	○	○	△	○	○	-	○	-	○	-	○	△
	償却期間15年	△	○	-	○	△	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○	○
	償却期間20年	-	○	-	△	-	△	-	-	○	○	△	○	△	○	-	○

(出所) 筆者作成

6 小括

本論文では、償却方法と償却期間について、各会計基準における規定から特徴をまとめ、

企業の事例を考察し、具体的な償却期間の設定指標として、償却期間を短期に設定する企業の状況、長期に設定する企業の状況と基にまとめた。本来、企業の業績を回復させたり、安定化させたりする手法は経営者の手腕であり、戦略によってなされるものである。本論文においては、のれんという一つの資産に対する会計処理によって企業経営に一定の効果をもたらすことが出来る可能性を示した。企業の合併や買収を行う目的は企業規模の拡大が主たる目的であるが、新規分野への参入、事業承継なども要因となり、今後も増加していくことが予想される。前述したように、本来企業の合併や買収は企業の規模や市場の拡大、業績の向上といった目的のもと行われるはずが、経営を悪化させては本末転倒である。

近年、国際的に注目の集まるのれんの会計基準の検討において、償却方法はもとより実証研究の少ない償却期間の設定に対してM&Aの状況による視点で考察したことは、今後増えていくM&Aを実施する企業に対して、有意な検証であったと考える。企業がM&Aを行う目的、状況などを考慮することで、経営者や従業員、投資家などのステークホルダーにとっての一つの指標となっていくと考え、結果として本論文において会計基準・会計処理が企業経営をコントロールできる可能性を示唆した。

最後に、IFRSを策定しているIASB¹⁶が2021年までに費用計上の義務化について議論していくことを示唆していることを踏まえ、筆者ものれんの会計処理に関して課題を残している。のれんの会計処理は日本の会計基準による規則的償却が妥当であることや合理的な償却期間の設定については本論文の焦点として明らかにしたが、償却期間に関して、より詳細な決定ツールとするには、財務的な視点での考察や指標設定、企業の将来性を計る企業価値の算出にまで研究が及んでいない。筆者個人の考えとしては、それらが的確に行われることで初めて「のれん」が本来の超過収益力と資産価値を持ち合わせるものとなり、規則的償却と減損テストの両方を適用する日本の会計基準の会計処理が適切な手法であると断言できると考えている。そのため、この課題を今後の研究の一つとして継続していきたい。

【注】

- ¹ のれん (good will) とは、企業の合併や買収時における買収先企業の企業価値 (時価評価に基づく純資産額) と買収価額との差額であり、買収先企業の超過収益力としてのブランド力を表わす。会計用語としての営業権と同義であり、会社法では「組織再編行為において存続会社や事業の譲受会社などが支払った価額と、取得した資産および引き受けた負債に配分された額を超過した場合に計上することのできる差額概念」と捉えている。
- ² Mergers and Acquisitions 企業の合併と買収 企業が自社の営業力強化や市場規模の拡大を目的とし、同業、他業問わず、また自国だけに留まらず、企業同士の経営統合としての合併や支配目的も含めた買収を行うこと。
- ³ 企業会計審議会 [2001] 「企業結合に係る会計処理基準に関する論点整理」, 18頁-20頁
企業会計基準委員会 [2007] 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」, 30頁-35頁
企業会計基準委員会 [2018] 「企業会計基準委員会による修正会計基準第1号 のれんの会計処理」,

2頁-5頁

- 金融庁 [2012] 「最近の事例等を踏まえた課題について」
経済産業政策局 企業会計室 [2013] 「会計基準をめぐる最近の動向」
中央経済社編 [2018] 「新版 会計法規集〈第10版〉」中央経済社
IFRS財団編 [2017] 「IFRS基準PartA2017年版」中央経済社
- ⁴ 石井 孝和 [2017] 「のれん償却期間の設定における将来業績予測の影響」『佐賀大学経済論集』, 佐賀大学経済学会, 第50巻, 第3号, 32-35頁
川本 淳 [2006] 「のれんの償却をめぐる論点」『学習院大学, 経済論集』, 第43巻, 3号, 283-296頁
桑木 小恵子 [2006] 「企業結合に係る情報開示の等質性に対する一考察—のれんの評価を中心として—」『同志社政策科学研究』, 8巻, 2号, 177-190頁
弥永真生 [2016] 「のれんの償却 会社法の観点から」『関西学院大学, 商学論究』, 63巻, 3号, 207-225頁
若杉 明 [2015] 「企業価値および“のれん”」『LEC会計大学院紀要』, 第13号, 51-58頁
- ⁵ International Financial Reporting Standards 国際財務報告基準 かつて国際会計基準と呼ばれた会計基準が大幅な基準の見直しにより、グローバルスタンダードとして2001年に承継した会計基準。
- ⁶ 企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」32項において、「のれんは、資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる」と規定されている。
- ⁷ 日本経済団体連合会 [2017] 「のれんの会計処理に関するアンケート結果の整理」
- ⁸ 東洋経済新報社 [2016] 「東洋経済オンライン 注意! 「のれん代」が大きい200社ランキング」2016.7.12公表データ (<https://toyokeizai.net/articles/-/126447>) より、日本基準を適用し、かつ、有価証券報告書において、取得による企業結合を記載している企業56社59件の事例を抜粋
- ⁹ 中央経済社編 [2018] 「新版 会計法規集〈第10版〉」中央経済社
- ¹⁰ 業種は、日本標準産業分類にて規定されている大分類を基に分類している。
- ¹¹ EBITDA倍率は、EBITDAに対する企業価値 (EV) の倍率で示す手法。いずれも負債・資本構成に影響されない企業全体の価値を示すことからM&A の評価に利用しやすい手法_「最新 M&A 実務のすべて」, 129-130頁
- ¹² IGNiTE PARTNERS株式会社 [2018] 「EBITDA倍率8倍は、結局高いのか安いのか?」 (<http://ignitepartners.jp/column/macolumn/442-ebitda-8.html>)
- ¹³ 東洋経済 [2015] 「会社四季報2015年4集」東洋経済新報社
- ¹⁴ 田端 哲夫 [2006] 「M&Aと企業結合会計—のれん償却の問題点と企業価値評価—」『東海学園大学研究紀要』, 第11号, 43-58頁
- ¹⁵ 決定表 (デシジョンテーブル) とは、ある問題について、考えられる条件と行動を表にまとめたものである。条件を満たす場合は「Y」、満たさない場合は「N」を記す。また、行動については、行動する場合には「X」、行動しない場合には「-」を記す。_IT用語辞典バイナリより
- ¹⁶ International Accounting Standards Board 国際会計基準審議会。2001年国際会計基準委員会を改組して設立。各国の会計基準に代わり、世界的な統一会計基準である国際財務報告基準 (IFRS) の作成を進める団体。